

○総務省令第四十二号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月三十日

総務大臣 金子 恭之

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(投資審査室並びに企画官及び国際広報官)

(企画官及び国際広報官)

第三十六条 国際戦略課に、投資審査室並びに企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。

第三十六条 国際戦略課に、企画官及び国際広報官それぞれ一人を置く。

2 投資審査室は、総務省の所掌に属する国際関係事務で外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する事務の総括をつかさどる。

〔新設〕

3 投資審査室に、室長を置く。

〔新設〕

4 略

2 同上

5 略

3 同上

(研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに技術企画調整官及びイノベーション推進官)

(研究推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官)

第三十七条 技術政策課に、研究推進室及び革新的情報通信技術開発推進室並びに技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。

第三十七条 技術政策課に、研究推進室並びに企画官、技術企画調整官及びイノベーション推進官それぞれ一人を置く。

2 研究推進室は、技術政策課の所掌事務のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。)及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する事務(革新的情報通信技術開発推進室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

2 研究推進室は、技術政策課の所掌事務のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、影像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。以下同じ。)及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する事務をつかさどる。

〔3 略〕

〔3 同上〕

4 革新的情報通信技術開発推進室は、技術政策課の所掌事務のうち、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術(将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術(以下「革新的情報通信技術」という。)に関するものに限る。)の研究及び開発並びにその成果の普及に関する事務をつかさどる。

4 企画官は、命を受けて、技術政策課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

5 革新的情報通信技術開発推進室に、室長を置く。

〔新設〕

6 略

5 同上

7 略

6 同上

(標準化戦略室及び標準化推進官)

(標準化戦略室及び標準化推進官)

第三十八条 略

第三十八条 同上

2 標準化戦略室は、通信規格課の所掌事務のうち、有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。第四項において同じ。)に関する技術上の規格(革新的情報通信技術に係るものに限る。)を定めるための国、独立行政法人、大学、民間等の連携に関するものの企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

2 標準化戦略室は、通信規格課の所掌事務のうち、有線電気通信設備及び無線設備(高周波利用設備を含む。第四項において同じ。)に関する技術上の規格(将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術に係るものに限る。)を定めるための国、独立行政法人、大学、民間等の連携に関するものの企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

〔3・4 略〕

〔調査官〕

第四十四条 総務課に、調査官一人を置く。

〔削る〕

2〕 〔削る〕

〔略〕

〔情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官〕

第四十四条の二 情報通信政策課に、情報通信経済室及び総合通信管理室並びに調査官一人を置く。

〔2・3 略〕

4〕 総合通信管理室は、総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関する事務をつかさどる。

5〕 総合通信管理室に、室長を置く。

6〕 〔略〕

〔情報活用支援室及び新事業支援推進官〕

第四十五条 情報流通振興課に、情報活用支援室及び新事業支援推進官一人を置く。

〔2・3 略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

4〕 〔削る〕  
〔略〕

〔企画官〕

第七十六条 本省に、企画官一人を置く。

〔2 略〕

〔3・4 同上〕

〔総合通信管理室及び調査官〕

第四十四条 総務課に、総合通信管理室及び調査官一人を置く。

2〕 総合通信管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報通信政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

二 総合通信局及び沖縄総合通信事務所の組織及び運営一般に関すること。

3〕 総合通信管理室に、室長を置く。

4〕 〔同上〕

〔情報通信経済室及び調査官〕

第四十四条の二 情報通信政策課に、情報通信経済室及び調査官一人を置く。

〔2・3 同上〕

〔新設〕

4〕 〔新設〕  
〔同上〕

〔情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官〕

第四十五条 情報流通振興課に、情報活用支援室、情報流通高度化推進室及びデジタル企業行動室並びに新事業支援推進官一人を置く。

〔2・3 同上〕

4〕 情報流通高度化推進室は、電気通信システム（電気通信設備の集合体であつて情報の電磁的流通の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）及びこれに係るプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）の開発及び普及による情報の電磁的流通の高度化に関する事務のうち民間における情報の電磁的流通の高度化の推進に係る事務をつかさどる。

5〕 情報流通高度化推進室に、室長を置く。

6〕 デジタル企業行動室は、情報流通振興課の所掌事務（総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第七十九条第八号に規定する事務に限る。）のうち、民間における情報の電磁的流通の規律及び振興に係るものに関する事務をつかさどる。

7〕 デジタル企業行動室に、室長を置く。

8〕 〔同上〕

〔企画官〕

第七十六条 本省に、企画官一人を置く。

〔2 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和四年七月一日から施行する。